

渋谷ストリーム ホール 飲食物の提供に関するガイドライン

当施設での飲食関連の提供については、保健所への申請の関係で以下のような運用となっております。
飲食物の持込がある場合には必ず会場スタッフへご相談ください。

5Fバーカウンター内
全フロアでNGなこと

- ①提供を伴う調理行為（焼く・茹でる・切る等の形状が変わる行為）
- ②電子レンジ以外の調理機器の使用
- ③裸火の使用
- ④煙が発生する行為

5Fバーカウンター内のみ
可能なこと

- ①温め（電子レンジのみ ※IH・フライヤーはNG）
- ②盛り付け
- ③注ぎ
- ④飲食物の販売・提供

その他ここに記載のない内容については施設管理者へお問合せください。

臨時出店等の営業許可などに関しては使用者の責任と負担にて渋谷区保健所へ確認・申請を行っていただくようお願い致します